

国民健康保険税

(減額となる保険税額の計算方法)

○減免対象となる保険税額 ($A \times B / C$) に、前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D) をかけた金額が減免されます。

減免対象となる保険税額 ($A \times B / C$)

- A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B : 減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C : 生計維持者及び当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

※事業収入等とは、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入を言います。

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

前年の主たる生計維持者の合計所得金額と減免割合

1 : 300万円以下	<u>10分の10</u> (全部)
2 : 300万円を超え400万円以下	<u>10分の8</u>
3 : 400万円を超え550万円以下	<u>10分の6</u>
4 : 550万円を超え750万円以下	<u>10分の4</u>
5 : 750万円を超え1,000万円以下	<u>10分の2</u>

※主たる生計維持者が事業等を廃止し、または失業した場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除する